

標準化戦略と知財国際シンポジウム パネルディスカッション議事録

開催日 2008年12月9日(火)

会場 経団連会館 14F 経団連ホール

長岡

ディスカッションは一応3つの領域で行いたいと思っております。最初にホールドアップ問題について議論をし残した点を議論したいと思っております。2番目はパテントプールでありまして、加藤さんから2つの問題提起がありましたので、それをどう考えるか、あるいは、どう解決するか、それを議論したいと思っております。最後は、今後の標準化団体のパテントポリシーのあり方ということで、特に ETSI はかなり innovative な改革をやってこられておりまして、ex-ante disclosure(事前開示) 私は ex-ante commitment(事前関与)と言った方がいいように思いますが、ex-ante disclosure of licensing terms(ライセンス条件の事前開示)が機能するかどうかといった問題、それから、ISO、IEC、ITU で共通パテントポリシーをつくったわけですが、今後どういう問題に取り組んでいったらいいのかといった問題について議論させていただきたいと思っております。

1 ホールドアップ

長岡

最初に、ホールドアップ問題から議論したいと思っております。

先ほど Armando Irizarry さんから FTC が関与したホールドアップの問題について御説明がありました。Rambus のケースは FTC が控訴審で敗訴したわけですが、仮想的な質問ですが JEDEC がディスクロージャー等についてもう少しきちんとしたパテントポリシーを持っていたとしたら、訴訟はどうなっただろうかというのが最初の質問です。

Irizarry

今まで民間訴訟がこの問題に関してはいろいろ出されておりました。アメリカにおいて Rambus に対して起こされていて、裁判所の判断として、JEDEC の場合ですが、もしそういったディスクロージャーのルールにないまいさがないければ、もう少し明確なものであったとしたら、確かにこのケースは、いまだに訴訟中ですが、結果は違ったと思っております。

私が御紹介した事例で、先週決定され、発表されたものがありました。これはアメリカで控訴審において特許侵害に関して検討された事例でしたが、これは公開の義務があったと認定しました。そして、この義務が果たされなかったことを認めただけです。その結果として、標準に対しては特許権を行使できないという救済策が出されたわけです。

もちろんこれに関してはさらに控訴されるということも考えられますが、とても興味深い事例であったし、また FTC の理論がこれによって検証されたと思っております。

Marasco

JEDEC のパテントポリシーがより明確であったらなと思っております。特許のホールドアップとして Rambus の事例ですが、会社が意図的に必須特許を隠そうとした事例だと思います。こういった行動、振る舞いは、よくない、悪い行動だと思います。どんなパテントポリシーであったとしても、だれかが意図的にそういったルールに違反しようとした場合、それをやめさせることはできるかと思うわけです。これはホールドアップの問題とは少し違うと思っております。つまり、特許権者が、標準が策定された後で、より多くのロイヤリティ(利用料)を請求してくる場合と違うと思っております。そういった事例においては、特許権者は最初にきちんとディスクロージャーをしていたと言うわけです。しかし、この Rambus の事例は特許を隠していました。

もう一つ、Unocal のケースもあると思います。この場合は政府機関がカリフォルニア州において規格をつくったわけですが、この場合にはパテントポリシーは全くありませんでした。それでも FTC は Unocal に対して行動をとることができた。その行為に対して措置をとることができた。これもやはり意図的に標準化機関を欺いたとみなされたわけです。

もう一つ考えられるのは、Rambus の事例に関してですが、私が驚いたのは、Rambus がとても賢かった、clever だったということです。言ってみれば、O・J・シンプソンのような弁論をしたわけです。そもそも彼は奥さんを殺したという罪で起訴されたのですが、このとき O・J・シンプソンは、むしろロサンゼルス警察を、例えば、手続が悪かったとか、ルールに従わなかったとか、彼らを裁判の場に引き出して、自分の行為からむしろ注意をそらせてしまった。Rambus は同じような事例であったと言えるかと思います。つまり、パテントポリシーとは別に、意図的にあいつた行動をとったときは、反トラストという申し立ての根拠になると思います。

長岡

標準化機関のパテントポリシー自体がトライアルになってしまう可能性はあり、またパテントポリシーが明確であれば deception(欺罔)は起きないという保証もないわけです。しかし、明確であることは、多分、先ほど Irizarry さんがおっしゃったように、deception かどうかという identification(判断)を容易にするということはあると思えると私は思います。

Fröhlich さんには、今まではホールドアップ行動のアメリカのケースを主に議論してきましたが、ヨーロッパではどうか、特に ETSI が非常に厳しいパテントポリシーを持っていらっしゃるわけですが、その効果との関係で欧州の状況はどうかということをお聞きしたいと思います。

Fröhlich

まず、ここでは、Marasco さんが既におっしゃったように、1つ区別をする必要があると思います。つまり、それぞれホールドアップにはいろいろな事例があって、特に Rambus のような場合、特許権者が突如として攻撃してくる、すなわち、自分たちの IPR(知的財産権)を隠して、後になってディスクロージャーをすることというのは、IPR の所有者は独占的な力を持つことになってしまいます。こういった典型的な特許権者による攻撃が行われるというのは、ライセンサーとライセンシーでそれぞれ考え方が違っていった場合、解釈が違っていった場合ということもあると思います。つまり、FRAND に対する解釈に関して両者の考えが違っていったという場合です。

それから、N-Data の事例は典型的なホールドアップだと思いますが、FRAND に対しての不同意ということでもないと思います。典型的な特許権者による待ち伏せのようなケースもあったと思います。

ETSI が関わった事例として、2000 年に ETSI の標準 GSM0319 についての必須特許のディスクロージャーに関する事例がありました。ETSI のメンバーとして提供したスペックは、一般的な IPR ライセンス契約だったわけです。しかし、宣言書が実は標準が発表された3カ月後になって出てきたわけです。さらにもっと重要なのは必須特許が関連しているということは、さらに1年たって後、明らかになったという事例でした。この場合は欧州裁判所、特にこれに関する競争関係の担当局においては、ディスクロージャーの義務、ETSI の IPR のポリシーがこれに対して執行できるということになったわけでありました。ディスクロージャーに関する ETSI の前の規定　ここでいうディスクロージャーとは、この場合は早期に必須 IPR を特定することです。欧州委員会の意見というのは、そういう必須 IPR を特定する義務自体が特許権者による待ち伏せを防ぐことができるということになったわけです。ですから、欧州条約の中で権限外で ETSI がこのプロシージャーに参加して、2005 年にこれが終了しました。つまり、ETSI の IPR のポリシーの第4項に関して、それを改正することに同意したわけです。これはタイムリーに必須 IPR を特定するという義務に関するものでした。したがって、我々はルールを強化したことになります。このケースについてもっと知りたい方がいらっしゃれば、これらの変更、またその背景にあった合理性に関する情報は、Section 4.5、ETSI Guide on IPR の中にあります。

Irizarry

私から1つはつきり皆さんに理解していただきたいのですが、FTCは、例えば、保有者が標準を設定する中で特許の権利を行使した場合、ないしは、その他の文脈において行使した場合、それは彼らの権利として認めています。今申し上げているケースは、いずれもホールドアップで、なぜこれを調査したか、ないしは、こういった措置をとったかといいますと、これはあくまでも特許権者が特許権を不正に行使しようとしたからです。

もともと特許権は自分たちがロイヤリティを取得し、自分たちの発明を保護するためのものとして位置づけられていますので、その部分の権利はもちろん認めるべきです。ただ、それを悪用する、例えば、人を欺くといったケースがあります。ないしは、ライセンスに関するコミットメントの違反もつきものです。しかし、ここであえて申し上げたいのは、いろいろな場合、いろいろな対策が打たれています。保有者が特許を行使しようとしたことを理由として、こういった調査をするわけではありません。反トラストの行動を見て、このような行動をとりました。

加藤

私の知る限り、幸いにも日本の企業が技術標準に関連して日本においてホールドアップ問題を起こしたというケースはないものと思っております。特に日本の独禁法当局である公正取引委員会も、技術標準の策定に関与しながら、拒絶もしくは拒絶に近いような高いロイヤリティを要求することは、知的財産権の正当な行使ではなく権利濫用の側面から独禁法等で規制がかかるという点は、ガイドラインで示しております。日本の企業が日本においてホールドアップを起こしたことはない。ある意味でそういったガイドライン等によって適正な行使はどの程度であるかというのは一応理解されているというのが背景にあるように私は感じております。

平松

私は先ほど御紹介しましたITU-TのIPRアドホックの中で、一度、あるヨーロッパの代表がJPEGのケースをJPEGというのは画像符号化方式ですが例に挙げまして、JPEGのケースでは、最初にアメリカのCompression Labsという研究所が特許を持っていて、一応フリーユースといいますが、フリーで提供していきまして、みんなそれを使い始めました。それで、その後、そのCompression LabsがForgent社に買収されて、Forgentが方針を変えてロイヤリティを集め始めました。

先ほどのN-Dataのケースを見ると、譲渡先が1000ドルを超えるようなロイヤリティを集め始めたときに、1000ドルに戻されたわけですが、このJPEGの場合は、結果的にForgentがたしか世界じゅうから巨額のお金を集めたと思います。これについては、FTCはなぜ関与しなかったのかというのが、もしお答えできるのであればお聞きしたいと思います。

Irizarry

それに関してですが、我々は機密保持があって肯定も否定もできないので、その調査に関してはここでは何とも申し上げられません。

長岡

このケースは、Compression Labsは標準化団体と何らかの関係がなかったということで、ディスクロージャーのobligationもなければ、RAND条件のコミットメントもなかったということでしょうか。そこはまさに事実確認の問題であります。もしかしたら、先ほどIrizarryさんがおっしゃったdeception(欺罔)やbreach of contract(契約違反)に当たるような条件が成立していなかったという可能性もあるのではないかと思います。

2 パテントプール

長岡

次にパテントプールの問題に議論を移したいと思います。

パテントプールのメリットやコストは加藤さんや Marasco さんから御指摘があったとおりですが、加藤さんから現状の問題点を2つ指摘されました。1つは、技術標準自体の累積、つまり、MPEG2 も DVD もどちらからもライセンスをしないといけないときに、まさに cumulative royalty (累積ロイヤリティ) が非常に高くなるという問題があって、これをどう解決すべきかというのが第1点であります。第2点は、標準の策定には参加したけれども、パテントプールには入らない企業がいて、比較的高いロイヤリティを取っているというアウトサイダーの問題です。この2つであります。

最初の技術標準の累積、技術標準が複数連鎖していることによって、結果的に複数のプールからライセンスを受けないといけないということにどう対処するかということです。加藤さんがこれを問題として指摘されているのは、もしプールが協力する場合に、それが独禁法にもしかして触れるかもしれないということではないかと思います。先ほど実は加藤さんと少し議論したのですが、2つのプールが、仮想的に3番目のプールをつくって、3番目のプールはパッケージライセンスのときはディスカウントするというアグリーメントをしたとして、しかも、それは両方の合計より低くなるわけですから、独禁法違反にはならないのではないかと私は想像しますが、そういうアレンジメント、プール間のアグリーメントでジョイントベンチャーをするといいますが、そういった問題について Irizarry さん、いかがでしょうか。

Irizarry

ジョイントベンチャーという考え方ですが、アメリカのビジネス界においては既にあるものです。ですから、このようなジョイントベンチャーは我々アメリカの当局でレビューした結果、決してこれは反トラスト法に抵触するものではないという判断を下しています。

また、ジョイントベンチャーのガイドラインといったものがあると思います。したがって、こういった取り決めに関してもまた、皆さんに参照していただければと思います。アメリカにおいては風潮として企業が限られた形でこういったジョイントベンチャーに携わることを受け入れるようなところがあると思います。それはもちろん事実関係によって違うと思います。一般論で何かを言うことはできないと思います。すべてを一般化することはできません。したがって、もっと詳細を見ないとわかりませんが、ただ、私たちはあくまでもガイドラインを提供し、あとはケース・バイ・ケースで決まってくると思います。ただ、可能性としてはあると思います。そして、当事者によってそういった可能性を追求する価値はあると思いますし、また FTC で、例えば、書簡という形でも、どういう形でも、アドバイザリーを出す、そういった可能性はあると思います。

加藤

私が問題点、あるいはプロダクトライセンスの考え方の必要性について指摘させていただいたわけですが、注意しなければいけない点は、2つ、区別が必要かと思っております。

例えば、長岡先生の今の例を引きますと、MPEG2 と DVD はある意味ではまさに complementary (補完的) な技術であります。相互に補完し合う側面を持っているわけですので、実質的にも MPEG2 に入っている必須特許と DVD のプールに選ばれている必須特許は、共通のものも幾つかございます。したがって、1足す1が2になる必要は必ずしもなくて、1足す1を、例えば、1.5 にするような努力なり試みなりというのはあり得るのではないかと。この辺は、多分、独禁法当局も余り問題とせず、ユーザーの観点から累積が高くなってしまふから安い方向に考えるということは賛同していただけるのではないかと想像しております。

一方、もう1点は、規格自身が競争関係にあるような場合については、多分、考え方として別の注意が必要でございます。具体的に言いますと、日本の第3世代携帯電話を例に挙げますと、一言で3Gと呼んでおりますが、種類が2つございます。1つは、W-CDMA という規格を採用しているオペレーターさんと、もう1つ、競争規格になります CDMA2000 というのがございます。日本ではこの2つの第3世代の技術標準が使われています。もしこれで1つのパテントプールをつくるということは、当初、そういう試みも我々はしたわけですが、米国司法省 (DOJ) の強い指導がありまして、これらについては技術間競争を阻害するからプールとして1つにまとめてはいけない、一方、それぞれのプール、プラットフォームとして、それぞれが集合ライセンスを行うことは、競争促進的であるから認めるという指導を受けたわけでございます。

したがって、技術標準は何でも1つに集めればよいというものではないですし、技術標準ごとに何でも独立しなければいけないというものでもない。種類を2つに分けて検討しないといけないのではないかというのが私の考え方でございます。

長岡

では、2番目の問題で、標準形成には参加したけれどもプールには入らないということが実際にはありますので、そういう問題についてどう対処すべきかということで、加藤さんは3つオプションを挙げて、1つは、セルフヘルプといいますか、ネゴシエーションです。特に研究開発専門企業には少し高いロイヤリティを出すということで、セルフヘルプで解決できるかどうかという問題。しかし、実際にインセンティブから考えると、余り参加するインセンティブがないので、そういう意味では政府が何らかの介入をする可能性も御指摘されました。もう1つの考え方は、むしろ標準をつくる段階で、essential patents(必須特許)についてはプールからライセンスするという ex-ante agreement(事前合意)に合意するの一案だと思います。

こういった可能性についてどういうふうにお考えかということをお聞きしたいと思います。まず、Marascoさん、いかがでしょうか。

Marasco

今おっしゃった問題に関しては理解いたします。理想としては、すべての必須特許の特許権者がプールに合意すれば、それは標準のメリットが増えるわけですが、米国のパテントプールの分析の結果に基づきますと、パテントプールへの参加は任意でなければならないわけで、特許権者を無理やりにパテントプールに入れるということではできないわけです。ということは、プール外の特許権者がいて、そういったところはもっと高いロイヤリティを課したい。しかも、一部の特許権者としてはプールの外にいることによって他の理由から自由度を確保したいということもあるわけです。例えば、ある企業が保有する特許が(標準とは関係なく)自社製品に関連する場合に、その競合企業があるパテントプールに参加していたとします。自社はそのパテントプールに関係する特許保有していますが、パテントプールに自社が参加してしまうと、自社はその競合企業にライセンスしなければならないのに、その競合企業は自社製品に関連する特許について追求できることとなります。そうしたことを避けるために、あえてパテントプールに参加しない、と考える企業も実際にあるのです。

ですから、ただ単にロイヤリティ料を課したいというだけではなく、防御的にもこういう他社が保有する特許について自社を追求してきたときのために方策を持っていたい、という理由で参加しない場合もあるわけです。

このように特許権者は標準の設定に関して、さまざまな見方をします。ですから、特許権者の「問題ない行動」と考えられる行動を阻止するような措置をとらないよう、注意しないといけない思いうわけです。ですから、プールに参加しないということを選び、ただ、それでも条件には合意をするという場合、例えば、そのプロセスに参加したときには、RAND のコミットメントをする。それでも、どちらにしてもそのコミットメントに従わなければいけないわけで、もしだれかが RAND に従わなければ、訴訟することができるわけです。だからといって、その特許権者をプールに無理やりに入れることはできない。また、管轄権的に法的な枠組みでライセンスを米国では強制できないということです。

Irizarry

私から1つ追加したい点があります。私の観察によると、時にはホールドアップとみなされることが、プール以外の特許権者によっているというときです。ただ、もう1つ、ほかのダイナミズムが働くこともあります。これは特に米国の場合ですが、例えば、時には企業で特許権者によって、あるいはホールドアップする人によって、特許訴訟が起こされる。それから、特許庁での再審査を求める。例えば、Forgent の場合、その特許の再審査によって Forgent の特許の有効性が検討されたわけです。ですから、企業がホールドアップの問題に関して政府の既存のメカニズムを活用して、あるいは裁判所、あるいは特許庁を使って対処することができる。追加的な政府の介入は必要ないということがあると思います。

Fröhlich

先ほど私のプレゼンテーションでお話した点以外、プールに関してもう1つ申し上げたい点があります。ホールドアップについて、特許の待ち伏せだけではなく、もう少し広範な見方をしたときに、パテントプールがあるからといってライセンサーと理解が必ずしも合致するというわけではないわけです。提案された条件がライセンサーにとって良好ではないこともあるわけです。そして、例えば、ビデオ信号のコーディングのケースが1つあり、これは裁判所に行ったわけですが、MPEG のプールのライセンスに関して、すべてのプールのメンバーとしては、FRAND に対する反対があり、そして、反トラスト法のもとに強制実施権を打つべきだとしたわけです。そして、MPEG のプールの提供したライセンス、原告側が実際に提供したものが、RAND 条件に合致するという結果が出ました。

ですから、プールとしてはホールドアップの問題をライセンサーの観点から広範な形で理解したわけですが、ライセンサー側としてはまた違った見方をするというので、裁判所としては、2004 年のドイツの連邦裁判所の判決で tight head drum 判決というのがありました。ドイツの場合ですと、すべての判決は知財に関してはそれぞれ名前があるわけで、同定しやすくできているわけですが、原則として裁判所としては明確にしました。だれかほかの人の特許を実施する人々は、その特許権者の排他的な特許を侵害しない。例えば、ライセンサーが既にライセンス権者からのライセンスを求めるときに使った場合でもこの原則が当てはまるとしたわけです。そして、裁判所としては、一般的なルールで、だれも何かを要求して、その後それを取り戻すことはできないという原則を認めました。ただ、そのための前提条件としては、FRAND 条件に関してですが、被告が特許権者に対してリーズナブルな条件でのライセンスを求めなければいけないとしているわけです。すなわち、ライセンサーが客観的な形で FRAND 条件に合うものを求めなければいけない。すなわち、ライセンサーとしては FRAND のオファーをしなければいけないということです。

そして、この議論の方向性ですが、デュッセルドルフの裁判所としては、被告の objection (異議申し立て) に関して、これをしりぞけました。すなわち、裁判所としては被告が挙証責任を FRAND の条件の合理性に関して持つとしたわけです。ですから、この抗弁に関してはサポートしないということでした。

長岡

最近の非常に relevant な(関係深い)ケースを御紹介いただきまして、ありがとうございました。

プールについては、アウトサイダーの問題についてはいろいろな解決策もあり得るわけで、セルフヘルプといいますが、RAND 条件を明確化するという事の中で解決される可能性もまだあるようにも思いますし、もう少しさらに検討を深めていくことが必要ではないかと思っております。

3 パテントポリシー

長岡

では、最後の問題で、標準化団体におけるパテントポリシーの整備の今後の方向性ということです。

Fröhlich さんから ETSI の最近の1つの新しい試みとして ex-ante commitment、あるいは ex-ante disclosure of licensing terms というのがありました。これはもちろん voluntary (任意の) ということです。ただ、1つの問題は、voluntary ですと本当にディスクロージャーするインセンティブがあるのかどうかということがあるのではないかと思います。基本的にはある意味では全体のロイヤリティの取り合いということですので、早目にアナウンスをしてしまうと、たくさんのロイヤリティを取る機会を失ってしまうということがあるので、voluntary disclosure で本当に機能するかどうか。逆に、Marasco さんは、それを強制的にすると、余りにも burdensome (負担の大きい) になってしまうのではないかという意見があったわけです。

ETSI で ex-ante disclosure をした人がまだいないということもあるわけですが、その原因、あるいは、今後どうしたらいいかということについて、Fröhlich さん、いかがでしょうか。

Fröhlich

まずはこれを自主的にするか、強制するかということから始めたいと思いますが、まずイノベーションにあふれた会社としてこういった SSO(標準化機関)に参加する場合、それを強制的にするというのはディスインセンティブになると思います。むしろ逆になってしまうと思います。VITA に関してはモトローラなどが参加していましたが、ex-ante が強制になった途端にモトローラが抜けたわけです。一方、これを自主的にすることになりますと、ディスクロージャーのインセンティブは、理論上は独占取り締まり当局において、この ex-ante のモデルが魅力的であるということになるかと思います。

幾つかの事例においては、これは完全に market driven(市場先導型)である、すなわち、参加する側、また SSO(標準化機関)において、ライセンス条項についてもっと透明性を高めたいという要求があって、そのために特許権者としてはこのライセンス条件をディスクローズすることになった。そうしないと、標準が別の方向に行ってしまうのではないかというおそれがあったからということです。ですから、これは競合する技術があるということが前提になります。比較可能な競合する技術があって、標準化のプロセスに参加すれば、標準化された技術の A をとるか、それとも B の技術をとるかという選択肢があって、理論上はそうであれば考えやすいのですが、しかし、確かに電気通信の分野で実際に考えてみますと、既にこういった比較の問題があります。つまり、技術を比較しようとしたとき、同じ要件を満足するような技術、技術的なニーズを満たすベストな技術はと言ったとき、理論上は特許権者が A という技術に関して特許を持っていて、大変強いインセンティブのもとで必須 IPR をディスクローズしたいという気持ちにならなければならない。つまり、そういう気持ちになったというのは、A ではなくて B という技術が選ばれてしまうというおそれがあったからということになります。ですから、A という技術を持っている者はライセンス条項をディスクローズするというインセンティブになります。マーケットからのプレッシャーもあって、特許権者は、B の権利を持っている側としては、そちらにもプレッシャーが行きますので、技術で競争するだけでなく価格でも競争するということになり、その結果、公正市場価格が形成されるという考え方です。理論上はマーケットを標準が承認される前に公開する、オープンにする、開放するということです。

ただ、既に私はただいまの御質問にお答えしたと思いますが、そもそもこれがうまくいっていない部分がある。ETSIとしても、そういった ex-ante のディスクロージャーを1例も受け取っていないということを申しあげました。つまり、理論的にはこれは静止した環境であると思われているのに、実はとてもダイナミックな環境であるということもあると思います。標準という観点からもダイナミックでどんどん変わっている。標準自体が進化しています。一方で、IPR という側から見て、特に電気通信の分野では、これはいろいろな特許がひしめいていて、とてもダイナミックです。ですから、そういった ex-ante のディスクロージャーを標準が設定される前に発表したくても、実際に特許のポートフォリオがどういふものになるかもわからない、標準が承認された段階でどんなものになっているかもわからないということから、慎重にならざるを得ないのだと思います。自分たちとしても、実際にどうなるか、わからないようなものをディスクローズできないということだと思えます。

長岡

標準のスポンサーが非常にはっきりしていて、彼が標準全体の価格にコミットできる場合は意味があると思いますが、普通は恐らくたくさんの特許ホルダーがいるために、スポンサー自体が存在しないという場合が非常に多い。やはりそういう意味で特許・シケットの問題があるということが言えるのではないかと思います。

もう一つ、非常に重要なのは、long pending issue(長期的な課題)ということですが、FRAND、RAND 条件を明確化するという御提案があり、principles of “Aggregated Reasonable Terms (ART)”(累積での合理的な条件の考え方)や proportionality(技術貢献度に応じたロイヤリティ配分)の議論がされているということです。標準全体としてリーズナブルな価格になるべきだという基本的な考え方だとは思いますが、longer term consideration(長期的検討すべき課題)に対してさらに検討しないといけないイシューとしてどんなものがあるのか。つまり、なぜアグリーメントができなかったのか、そのあたりはいかがでしょうか。

Fröhlich

主な理由は、つまり、ETSI でコンセンサスが得られなかったというのは、2006 年に大変重要な訴訟が進行中だったからです。そこでは (ART や Proportionality 等は)、いいアプローチ、いい議論だということが合意されました。しかし、一方で、詳細な明確化の必要性があって、この訴訟が続く限りはとてもコンセンサスには達し得ないということになったのだと思います。そのためにこの訴訟が、その整理がつくまで、これは一時棚上げという状況になったわけです。一方で、裁判所からのガイダンス、指針が必要であるということでした。

長岡

わかりました。

ETSI の最近の試みについて勉強させていただきましたが、もう一度、ISO、IEC、ITU に戻りますと、1つの去年の成果として joint patent policy ができたわけです。平松先生は ITU-T の IPR アドホックの重要なメンバーとしてこのプロセスに参加されたわけですが、その意義や今後の課題についてお話しただけませんか。

平松

基本的には私と加藤さんは長岡先生の研究会のメンバーでございますので、その研究会でいろいろなアイデアが生まれて、先ほど長岡先生がおっしゃいましたが、パテントプールのところでもある標準でパテントプールを希望する場合には、宣言書に希望するボックスをつくったらどうかとか、そういうアイデアもおっしゃられました。基本的にはその研究会で議論して、なるべくそういう研究会の議論した方向と同じような方向で ITU-T のアドホックをガイドしたいと思っていて、少し翻訳していろいろな提案を今までしてまいりました。

その1つが自発的な特許サーチということです。これは MPEG のときに日本の安田先生が ISO の議長をやられていて、ITU-T の SG16 と共同でつくってしまっていて、そのときにやはり MPEG 関係は特許が多いだろうということで、各地域で分担して調べたという経緯がございます。それをガイドラインに書きたい、書かないと、そういうことができるということ new comer がわからないということを申し上げました。かなり議論はしていますが、いまだに合意されていません。これは心配がありまして、要するに、特許の存在がわかっている、もし意図がなしに侵害してしまっても、3倍賠償、米国の懲罰的ロイヤリティが科されるということで、アメリカの代表からかなり慎重な意見が出されて、いまだに further study (詳細検討事項) になっています。

あとは、もう1つ、私の前任の東洋大学の山田先生が参加されていたときからいろいろ一緒にやっていたのは、標準化プロセスとライセンスプロセスの間のスムーズな transition (移行) です。ex-ante もそれをねらっているのですが、もっと一般的にもう少し広くそれを検討するべきではないか。そのために標準化団体が今現在している役割をもう少し踏み込んでどうか。もちろんライセンスネゴシエーションはできませんが、例えば、パテントプールを設立するための補助的なサポートぐらいは ITU としてもやってもいいのではないか。そんなこともいろいろ御提案して、山田先生がアドホックグループをジュネーブで朝早く開催されて、living list もできています。

いろいろなアイデアはまだありますが、今のところ、共通化が途中で出てきてしまったので、いろいろな継続課題を一時サスペンドして共通化の方に持っていった。その共通化の過程で自発的特許調査のことも ITU-T のガイドラインに入っていましたが、それがまたドロップしてしまったということもありました。ですが、いずれにしても共通化された後も2年間ぐらいは安定して1つのポリシーを運用すべきだ、ガイドラインを運用すべきだということを ITU のディレクターも言っています。2年ごとぐらいには新しい提案ができるので、その living list に入っていることをいろいろこれからやっていく価値があるかなと思います。

特に Irizarry さんの IPR ポリシーを整備することによって、その後の問題をよりスムーズに解決できる可能性がありそうだということになったので、もちろん今議論されている ex-ante もそうですし、RAND の明確化もそうですし、パテントプールのスムーズな設立の補助。あとは、そこに私が書いたようなことで、特許著作権データベースの情報の正確化を期する。あとは、とりあえず3つの国際機関で共通化しましたが、本来はなるべくすべての同様な標準化機関で共通化することが望ましいわけで、例えば、ETSI、ITU、ANSI など、

できればグローバルなフォーラムも含めてポリシーと、データベースももし共通化すれば、1カ所で関係するすべての特許が参照できるということがあるので、そういった方向で私個人としては今後も進めるべきだと考えています。

とにかくいろいろな意見がございますし、Fröhlich さんも Marasco さんも IPR アドホックのメンバーですから、そう簡単には私が言っていることは実現しないと思いますが、いろいろずっと議論は続けていく価値はあるかなと思っています。

Marasco

大変おもしろい問題で、議論は尽きないと思います。特にこういった標準化機関においていろいろな話題があります。平松さんがおっしゃったことに加えて、私の方からはITU-TのIPRアドホックグループにおいて、ETSI、またその他の機関において、今現在検討されているのは、FTCが最近結論を出したN-Dataのケースが議論になっています。これは、特許の保有者が自分たちは必須特許を持っているということを開示し、ライセンスのコミットメントをする。そして、特許を別の保有者に譲渡する。この特許権者が前の約束の拘束を受けるかどうかという議論です。これはあくまでも私のN-Dataに関する見方ですが、このケースに関していいますと、非常によかったのは、事実関係上見るに、2番目と3番目の保有者がこの(ライセンスの)コミットメントを十分に認識していたということ。そして、これらの当事者の一部は重複する個人がいたということです。ですから、そこで、この譲渡は何かライセンスのコミットメントを迂回するためのものではなかったかという話すら出ていますが、これは証明された事実ではありません。しかし、そういったことから業界側としてはこの結果に関しては非常に賛成であったと思います。

ただ、ここでもっと一般的な問題が出てくると思います。また、もっと複雑なのは、この問題、特許の譲渡、ライセンスのコミットメントの問題は、法律の管轄区によって違います。さらに、一部の管轄区においては、例えば、ライセンスコミットメントは自動的に特許と一緒に移りますが、別の管轄区においてはそうではないというケースがあります。したがって、例えば、2番目の特許権者が全くこういったライセンスコミットメントに関して知らなかった場合、どうなるのでしょうか。これは善意の(事情を知らない)購入者の保護といわれる場合ですが、そういった場合には問題がもっと複雑になります。ただ、朗報は、ほかの問題とは違っていて、ほとんどの業界はこういった同じ結果を求めていると思います。したがって、ライセンスコミットメントは特許と一緒に移動する、移転される。これは標準化にとってはとてもいいことだと思います。

ただ、標準化機関はIPRポリシーの中でそれを促すために何ができるでしょうか。彼らはこういった結果をポリシーに対して強制することはできません。ただ、ETSIがやると決めたことの1つは、特許権者に対し、もしあなたが特許に関して非常に具体的なライセンスコミットメントをし、その特許を譲渡したならば、その次の保有者に対して少なくともそれを伝えるべきであると言っています。少なくともそういったことによって次の保有者がそれを無視するのは難しくなるでしょう。約束を無視しにくくなると思います。

ただ、複雑になるのは、時としてある一部の標準化機関において、例えば、特許権者が参加した場合、そこでのコミットメントは、自分が持っている特許は最終標準の中に出てくるものは別のRANDの条件、例えば、W3Cといった新しい条件のもと、無償で提供すると言うとします。そうすると、特許を調査しません。どの特許がそのコミットメントによってカバーされているかは調べません。したがって、その特許が前のコミットメントの対象となっていることを知らずして譲渡することもあり得ます。

いずれにしても、このように非常に複雑になってきます。したがって、これはSSO(標準化機関)が話すべきとてもいいトピックではないかと思っています。例えば、こういった特許権者の行動を考えるに、少なくともこういった議論、ライセンスコミットメントは特許とともに譲渡されるという議論は、これをサポートする方法を考えるという意味では意味があると思います。ただ、簡単に解決策は出てこないと思います。ITU-T IPR アドホックミーティングで次に出てくると思います。ETSIがやったことは、SSO(標準化機関)がこういった非常に複雑な問題に取り組む1つのいいお手本になると思います。

Irizarry

私の方から公正を期して、もともとの最初の保有者に関して申し上げたいのですが、私の見る限りにおい

て、National Semiconductor はむしろ眠れる犬に近い存在だったと思います。ですが、この会社は、コミットメントを無視する、例えば、特許を譲渡することによって逃げようとしたわけではないと思います。私の知る限りにおいては、そして、公表されている情報を見る限りにおいては、そうだと思います。

これはとてもおもしろいケースだと思います。ある企業がコミットメントをバイパスするためには、別の会社に対し譲渡を約束するといった場合、これは全く違った事実関係になってくると思いますし、そういった場合、どうなるかということは非常におもしろいと思います。反トラスト法に絡めてそれがどうなるかを見るのはおもしろいと思います。

もう一つ、非常に難しい問題だと思いますが、法的な原則はどうか。例えば、ある特許が、知ってか知らずか、わかりませんが、譲渡された場合、SDO(標準化機関)が抱えている問題だと思いますが、私個人の意見ではありますが、すべての当事者の利害を考えるべきだと思います。消費者に対する影響をだれが負担すべきか等々、すべてを包含して考えるべきだと思います。特許は企業が自由に売れるものです。ですから、譲渡し、こういったことは常時起きていると思います。

Fröhlich

今言われたことに関連して、この National Semiconductor の例もそうですが、確かに眠れる犬のような例でした。そして、例えば、譲渡を受けた方と譲渡した側の間に癒着はなかったと思いますが、ヨーロッパにおいて今係争中の競争総局(DG Competition)の中で言われているケースですが、ここではある企業が特許を譲渡し、今現在、特許侵害を訴えている企業があります。これはまだ係争中のものです。まだ調査はなされていない、開示されていませんが、ただ、こういったケースを追って、ヨーロッパがどういった結果になるかを注目していただければと思います。

4 フロアからの質問

4-1 ロイヤリティフリーを優先する考え方について

長岡

フロアからの質問とさせていただきます。

一つは、先ほどの ISO、IEC、ITU の joint patent policy というのは、ロイヤリティフリーのライセンスと RAND のライセンスを分けて、ともに認めているということですが、この質問は、「ロイヤリティフリーを優先すべきとの動きがあるが、これに賛成するかどうか」ということです。もしかして、これは先ほど Amy Marasco さんのおっしゃっていた点なのかもしれません。私はそういう動きがあるかどうか自体も知りませんが、御質問は、「RAND ではなくてロイヤリティフリーの方を優先すべきだ」という動きがあるということで、これに賛成するかどうか」ということです。

Marasco

一般論で語るのはとても難しいと思います。ですから、すべての標準化機関は同じアプローチをとるべきとは言えないと思います。それぞれの標準化機関は、自分たちの主な利害関係者がだれであるのかを見た上で、それぞれのステークホルダーのコンセンサスを得るようにすべきだと思います。そして、彼らをプロセスに参加させることが重要です。一部の技術領域、例えば、W3C がカバーするようなもの、ここでのステークホルダーは、お互いの最善の利益を考え、ポリシーとしては、例えば、参加するのであれば、その人たちは自分たちの持っているもの、必須と思われるものに関してはコミットすべきである、テクニカルコミティから出てくるものはすべて無償で、ただ、その他の RAND 条件、互恵主義等々も適用されるということを言っております。また、一部、特許を除外するというケースもあります。例えば、最終的な標準は、みずから提供したからではなく、競合が提供したから入ってしまったというようなケースもあると思います。

W3C ではその勧告に関して非常に範囲が限定されていますが、こういったルールのもと、例えば、この分野における主要なステークホルダーは、これは非常にいい方法であると言っております。しかし、だからといって、同じ企業が、例えば、これはほかの技術においても同じルールを適用すべきと言うとは限りません。W3C はこのポリシーゆえに一部、メンバーを失ったこともあります。したがって、すべての標準化機関はみずからどれが正しいパテントポリシーであるか、最もそれぞれのステークホルダーのニーズ、権利をうまくバランスするポリシーは何であるかを考えるべきだと思います。

したがって、私の会社の場合は、例えば、標準化機関によって、またテクノロジーによって、とる立場は変わると思います。標準化しようとしている技術によっても立場は変わると思います。したがって、すべてを一般化して話をするのは、パテントポリシーに関しては難しいと思います。

Fröhlich

Marasco さんのおっしゃった点に関しては完全に賛成です。一般化するのは難しい。ロイヤリティフリーの方針というのは、例えば、テクノロジーの弱い市場ではその目的に合うのかもしれませんが、例えば、プロトコルの標準化にとっては、コンポーネントやプロダクトの標準化よりも合うのかもしれませんが、ですから、その2つは全く違うかもしれませんが、利害も、あるいはステークホルダーも違います。ですから、さまざまなステークホルダーの利害のバランスをとることが重要で、どの SDO(標準化機関)でもできるだけ広範な参加を求めるべきだと思います。特に第三者がセルフレギュレーションで入らないことを避けるような形にするべきだと思っています。何がかかわっているかによって、そして、どういった技術の標準化かということによって、このバランスはそれぞれ違うと思います。1つの SDO(標準化機関)ともう1つの SDO(標準化機関)では違うということです。

4-2 WTO/TBT 協定と知財との関係

長岡

では、次の質問ですが、これは今まで全く議論しなかった点です。以下の通りです。「数年前、中国が WTO/TBT 協定の発効に伴い、国際標準を国内で使用すると必然的にこれにかかわる特許を実施することになるということを問題視するという主張をしました。標準の未整備による貿易の障害を取り除いた結果、知的財産によるビジネスへの障害が加速したように見えます。WTO/TBT 協定と知財との関係、現状について意見を聞かせてください。」

加藤

TBT 協定がねらっている国際標準が国内標準に優先するという原則は、非常にすぐれた原則だと考えております。これによって、事実上、貿易的障害が生じなかったケースというのを、私も幾つか知っております。その結果、確かに知的財産権の問題が急に発生した。これがやはり問題ではないかという御指摘かと思えます。知的財産権が無視されることは、WTO は、例えば、TRIPS 協定もごさいますので、これを防いでいるという流れがごさいますので、ゼロあるいは安過ぎるということはありませんかと思えます。一方で、TBT 協定がねらっていることは、国内標準を国際標準に合致させなければいけないのだから、やはりそこに発生している標準のために必要な知財権は、必須特許についてはまさに RAND でないといけません。こういう局面こそやはり本当の RAND の意味をとらえる好機なのではないかと思っております。そこで言っている知財権のロイヤリティが発生したという問題は、高いから問題ということでは決してないのだと思います。適正なロイヤリティによって知的財産権を尊重することが、TBT 協定を通じても達成できれば、まさに理想的な方向へ動いていくのではないかと私は考えております。

4-3 ライセンス条件の修正

Irizarry

その間、1つだけ、この質問に関連して私が共有したい考え方があります。私の観察によりますと、それから、一部の当事者から聞いた苦情ですが、パテントプールなり、あるいは標準設定の活動の結果として、ライセンス協定を結び、そして、ある程度のロイヤリティに合意をした。もちろんライセンスというのはその当事者間の私的な契約なわけです。そして、ライセンスを使って商品をつくり、ロイヤリティが入ってくる。ただ、商品の価格が市場で下がってくる。これはハイテクのときにはよく起きることです。そして、そのライセンスの契約によりますと、ある程度のロイヤリティを払うことになっているわけですが、製品価格が下がってくると、例えば、5%のロイヤリティを2000年に決めたとときに、2006年になりますと、それが製品価格の40%にもなってしまう。そして、かなりリーズナブルではないという苦情が出る。ただ、これは当事者双方による契約ですから、実際にライセンス協定を結んで、その業界として期間がたつと製品価格が必ず下がってくるときには、長期の契約のときには、それを修正するような条項が必要となるかもしれません。いい立場にはないわけですが、こういった契約を修正する。特にこれは民間の当事者間の契約ですから、我々がそれをするのではないわけですが、どちらかにとってあまりにもいい契約になってしまう。

Marasco

私も思いますに、少なくともかなりの特許権者でロイヤリティを標準に関連して求めてくるところ、これは実際に製品が売れるから利益が出るということです。こういった製品がなかなか売れない、それとして問題になりますと、多分、特許権者としてはライセンスを再交渉することを喜んではいけないでしょうか。そうでなければロイヤリティ収入が入ってこないわけですから。ですから、圧力というのは両方にかかってくると思います。

質問者

譲渡に関してお話をされましたが、irrevocability (取り消し不能) についてはどうでしょうか。私がお社で標準化のプロセスを行っていて、そのライセンスステートメントを見て、ライセンスを提供すると、6カ月後、気に入らないからロイヤリティフリーに変えたいと。そして、こういったことをSSO(標準化機関)がしているのかどうか、わかりませんが、逆に最初の3カ月はロイヤリティフリーで、6カ月後、意見を変えました、RANDにしますと言った場合、それが起きるのかどうか。そういったことを明示的に禁止する条項があるのか。そうでなければ、実際に契約を非常に慎重にワーディングしなければいけないと思いますが、ITUの考え方はどうなのでしょう。

ステートメントを変える、何を取り消すことができるか、できないかに関して、このプロセスの間だけではなく、プロセスの後もということです。

平松

私のプレゼンの中で紹介しましたが、もう1回、再度、宣言書の訂正というところで、要するに、more favorableな(ライセンシーにとってより有利な)方向はいいけれども、逆はだめだと、一応ガイドラインでは今規定されています。

Marasco

もちろんSDO(標準化機関)はスタンダードを取り消し不能にしたいと思いますが、ただ、特許権者が、例えば、RANDからロイヤリティフリーに行きたいという人をとめる理由はないと思います。したがって、通常はガイドラインの中にいろいろなことを盛り込んで、ITU-T IPR アドホックにおいて何が起きたかといいますと、ガイドラインのための素案をつくりました。そして、その文言の中で、取り消し不可能になった後で、例えば、こういった条件の中でコミットメントを変えることができるのか。例えば、ミスタイプをしてしまった、誤字脱字

があったような場合。もちろんコミットメントは取り消しできないからといって、重要な情報を誤って表記したならば、それは修正できるはずです。例えば、特許番号を書いたけれども、番号を間違えてしまったといった場合、そのぐらいの修正は認めるべきでしょう。

それと、もう1つ言われたことは、もし特許権者が必須特許をもっといい条件で提供したいと言った場合、どうなるかという話ですが、最初、その話をした際、私たちはまずより有利な条件とは何なのかという定義が必要でした。人によって、例えば、何が RAND であるか、意見が違うのと同じように、more favorable、より有利であるというのとは何であるか、見方が違うでしょう。ある人は、例えば、RAND の条件で提示して、今それを non-assert(特許非係争条件)で提供するといった場合、これはよさそうだ、ただじゃないかと言う人もいます。ただ、よく見ますと、そこには、自分に対して訴訟を起こしたならば、これは消えてしまう、停止されてしまうと。つまり、皆さんのポートフォリオはクロスライセンスしていて、その対価としては無償にしているということになります。

したがって、私たちのアドホックグループにおいては、この点を明確にし、何がより有利な条件かということを定義しました。例えば、ボックス3、ライセンス供与しない、ないしは、1と2というオプションですが、RAND、これは報酬あり、なしの違いがありますが、こちらの方がより有利です。ただ、2番目のオプション、RAND という箱は、ロイヤリティを含むものから、ボックス1、つまり、無償である、ロイヤリティフリーといった場合、これはもちろんできることになります。

平松さんの説明にもありましたが、これに関しては幾つかチェックポイントがあります。したがって、例えば、チェックしたのからチェックされていないものに行くのであれば、これはもっと有利ですが、いずれにしても何がより有利な条件であるかをはっきりさせています。これは解釈の余地はないようにしました。したがって、このガイドラインの文言を起草しました。ITU は今現在この文言を ISO、IEC と共有しています。ハーモナイゼーションのポリシーのもとで、ハーモナイズされたガイドラインですので、もちろんこれは全員がこれに合意しなくてはなりません。したがって、これは次の WSC(World Standard Collaboration)の会合で話し合えると思います。この3つの組織のトップの間で協議されると思います。これは大変な重要な問題であると思いますし、既に ITU-T でかなりうまく議論がなされたと思います。

長岡

ありがとうございました。

これでパネルディスカッションを終わりたいと思います。きょうは非常に熱心に聞いていただいて、ありがとうございました。特にプレゼンテーションをしていただきました、平松先生、加藤先生、Michael Fröhlich さん、Armando Irizarry さん、Amy Marasco さんには拍手をもって感謝したいと思います。どうも大変ありがとうございました。